

フランスの植民地支配を肯定する法律とその第4条第2項の廃止について

高山 直也

【目次】

はじめに

I 忘却政策の時代

- 1 OASの大赦
- 2 一般兵士に対する感謝
- 3 アルキに対する感謝

II 記憶する義務

- 1 アルジェリア戦争記念碑
- 2 アルジェリア戦争記念日

III 感謝から肯定へ

- 1 アルキを讃える記念日
- 2 レオネッティ法案
- 3 ディーフェンバッシュ報告

IV 2005年引揚者法の内容

V 2005年引揚者法第4条第2項の廃止

おわりに

翻訳：2005年引揚者法

はじめに

アルジェリア戦争（1954-1962年）はいろいろな意味でフランスに大きな傷跡を残した。

フランス政府はその後遺症を消し去るためにはじめは忘却政策をとったが、それによって一般国民も「健忘症」に陥り、アルジェリア戦争のことは国民の記憶から薄れていった。

しかし1992年にはアルジェリア戦争関係の公文書も公開されるようになり、研究書が相次いで出版されるようになった。

そして1999年に、政府がそれまでの「北アフリカにおける秩序維持作戦」という、実態を覆い隠す公式表現を「アルジェリア戦争」という表現に代える法律を制定したころから「記憶の義務」ということが強調されるようになり、国

の記念事業が推し進められ始めた。

その一方で、2000年6月に『ル・モンド』にアルジェリアの民族解放戦線（FLN）女性がフランス軍によって拷問を受けたことを証言する記事が掲載されたのを皮切りに、アルジェリア戦争中にフランス軍によっておこなわれた虐待や拷問、虐殺の新事実が頻繁にマスコミで取り上げられるようになった。

これに対して引揚者団体が、そういう報道は自分たちを侮辱し、名誉を傷つけるものだとして反発し、右派の地方議員や国会議員に働きかけてそういう動きを牽制しようとするようになるのである。

こうして政府によって記憶政策が推進される過程で、アルジェリア戦争、ひいては1830年以來のフランスの植民地支配をめぐる意見の対立が表面化するようになった。

そうしたなか2002年5月の大統領選挙でシラク大統領が再選され、同月おこなわれた国民議会選挙でも大統領の与党「大統領与党連合（UMP、11月に「国民運動連合」と改称）」が多数を制した。そして5年ぶりにコアビタシオン（保革共存政権）を解消してラファラン内閣が発足すると、同首相はアルジェリアの引揚者問題を優先課題のひとつに掲げ、この問題に積極的に取り組んだ。

2005年2月に公布された「フランス人引揚者に対する国民の感謝及び国民の負担に関する2005年2月23日の法律第2005-158号^(注1)」（以下「2005年引揚者法」という。）は、その結論であったといえる。

しかしこの法律が公布されるとすぐに、フランスの植民地支配を正当化するものだとして歴史学者の間から批判がおこった。

特に第4条が、大学の研究科目は「海外、特に北アフリカにおけるフランスの存在の歴史に対し、それにふさわしい位置づけを与えること」（第1項）、高校以下の学校でも海外における「フランスの存在の肯定的役割」について特に教えるとしていること（第2項）に対して、歴史学者たちは、これは国が公定の歴史を押し付けるものだと、その廃止を求めて署名運動を繰り広げた。そして後述するような経緯をへて、2006年1月31日の憲法評議会の決定を受けて、2006年2月16日のデクレ（政令）^(注2)で問題の第4条第2項は廃止された。^(注3)

本稿においては、記憶政策の推進過程でどのようにして意見の対立が現れ、その中からフランスの植民地支配を肯定する動きが2005年引揚者法を成立させたか、そして同法が公布されるや歴史学者たちの批判を浴びて第4条第2項が廃止されるに至ったかを紹介する。

なお本稿のあとに2005年引揚者法を訳出したので、あわせて参照願いたい。

I 忘却政策の時代

戦争の後遺症を忘れるためにフランス政府は忘却政策をとったといったが、戦争の後遺症とは何を意味するだろうか。

アルジェリア戦争に敗北して、「フランスのアルジェリア」を失い、国の威信に傷がついたということもあるだろう。アルジェリア戦争には約40万人の職業軍人に加えて約150万人の若者が召集され、戦死者は2万4267人、負傷者は6万5000人といわれている。^(注4)他方アルジェリアの国民解放軍(ALN=Armée de libération nationale)兵士の死者は14万1000人といわれている。^(注5)フランスにとってアルジェリア戦争は、それだけの犠牲を払って戦う意味のある戦争ではなかったということもあるだろう。また約97万人のアルジェリア在住のフランス人（ピエ・ノワール）が、家や財産を失い、父祖の地を追われ、引揚

者となってフランス本土に帰ってきた。^(注6)しかしもっとも大きなトラウマになったのは、アルジェリアの独立をめぐるフランス人同士が殺しあわなければならなかったことである。

1954年11月に戦争が始まった当時は大多数の国民が「フランスのアルジェリア」を支持したが、1962年4月8日におこなわれた国民投票では、国民の90.71%がアルジェリアの独立を認めることに賛成した。

しかしアルジェリアにいた軍人の一部はアルジェリアの独立にあくまで反対し、秘密軍事組織（OAS=Organisation armée secrète）を結成し、テロに訴えてアルジェリアの独立を阻止しようとした。そのために彼らは、アルジェリア独立派だけでなく、フランス政府の要人等の殺害を計画し、実行した。

OASのメンバーのある者は、裁判によって死刑や地位の剥奪、公職追放あるいは拘禁刑に処せられ、またある者は刑を逃れるために海外に逃亡した。

政府の忘却政策は、アルジェリア戦争の事実そのものを早く忘れることによって戦争の後遺症を消し去ろうとしたのである。

1 OASの大赦

政府は、1962年から1982年にかけて、大赦に関する一連のデクレ（政令）や法律を制定している。

1962年3月22日のデクレは、エビアン休戦協定を受けて、「アルジェリアの反乱」に参加またはそれを支援する目的で犯された犯罪（デクレ第62-327号第1条）と「1962年3月20日以前にアルジェリアの反乱に対して向けられた秩序維持作戦の枠内で犯された犯罪」（デクレ第62-328号第1条）の両方に対して大赦をおこなった。^(注7)

1964年の法律^(注8)では、「アルジェリアの反乱の行き過ぎに対する報復として、1962年3月20日

以前にアルジェリアで犯されたすべての犯罪」を大赦の対象としている。ただし「国家権力の行使を妨げ、又はこの権力を違法な権力に取って代わらせることを目的とする企てと関係していない」(第1条)ことが条件であった。また大赦の対象となるのは、上記の企てにおいて「いかなる組織又は命令の決定的役割も引き受けていない」20歳以下の者で、自由剥奪刑の場合は刑期が5年以下の者としている(第2条)。したがってこのときはまだOASのメンバーたちは対象に含まれていなかったのである。

ところが1966年の法律^(注9)になると、大赦の対象に、「国家権力の行使を妨げ、又はこの権力を違法な権力に取って代わらせることを目的とする個人的又は集団的企てを構成する犯罪、又はこのような企てと直接関係して犯された犯罪」というように、明らかにOASの犯罪を想定したものが入ってくる。ただし罰金刑もしくは執行猶予付き拘禁刑又は「10年以下」^(注10)の自由剥奪刑の判決を言い渡されて、「この法律の公布前に釈放されている」ことが条件であった(第1条)。

この大赦法が実施されたあとも、まだ86名が刑務所に収監されていた。また相当数が海外に逃亡中で、彼らの多くは欠席判決を受けていた。^(注11)

そして1968年の大赦法^(注12)によって「完全に包括的な大赦」^(注13)がおこなわれるのである。同法は、「アルジェリアの事件と関係して犯されたすべての犯罪に対し当然に大赦を与える」としている(第1条)。

1968年の大赦法の目的は、フランスが二つに分かれて争ったことを忘れるために、1964年と1966年の大赦法の対象からも洩れた人々の罪を免除することによって、和解を成立させ、国民的統合を回復するにあった。

しかし1968年までの大赦法で認められたのは各種年金への再加入のみである。

1974年の法律^(注14)では、レジオン・ドヌール勲章やリベラシオン勲章、国家功労賞の序列への復帰が認められ、軍功章(médaille militaire)その他の勲章を帯びる権利も復活した。またもとの公職や階級に復帰することも認められた。

さらに1982年の大赦法^(注15)では、経歴の「見直し(révision)」が認められた。

これらの措置によって、アルジェリアの独立に最後まで反対し、プラスチック爆弾によるテロに訴えて国の方針に抵抗したOASメンバーたちの戦争犯罪も漸次その罪を許されていった。そしてはじめは年金の受給資格の復活だけであったものが、文民または軍人の公職や階級への復帰、さらには経歴の見直しへと恩典の内容も拡大されていった。

こうしてアルジェリア戦争の後遺症から立ち直るために、政府は戦争の負の部分の早く忘れようとしたわけであるが、それによって戦争責任の問題をあいまいにしたことが、のちにフランスの植民地支配を肯定する動きの復活につながっている。

2 一般兵士に対する感謝

「ある状況下における秩序の維持に参加した兵士に与えられる特典に関する1955年8月6日の法律第55-1074号」^(注16)によって、1952年1月1日から海外において「秩序の維持」に参加した兵士と、場合によってはその承継人に対して「傷病軍人年金及び戦争犠牲者法典」(以下「傷病軍人法典」という。)の部分的適用を認める特典が与えられた。これはアルジェリアの反乱者を抑える目的で若者たちを動員するための措置であったと考えられる。

政府はアルジェリア戦争の負の部分の忘れるために忘却政策をとったと先に述べたが、それに参加した兵士の貢献と犠牲に報いる措置は講じているのである。

1967年には1968年予算法^(注17)第77条によって「北

「アフリカの作戦」に参加した「すべての階級及びすべての軍隊の兵士」に対して「国の感謝証明書 (titre de reconnaissance de la nation)」が交付された。国の感謝証明書は90日間継続して軍務に服した兵士に与えられるもので、傷病軍人法典の完全適用を受けられる「兵士証明書 (carte du combattant)」の代わりに創設されたものである。

「北アフリカでおこなわれた作戦」に参加した兵士に対して、先の両大戦に従軍した兵士と完全に同等の資格を認め、兵士証明書を交付するようになったのは、「1952年1月1日から1962年7月2日の間、北アフリカでおこなわれた作戦に参加した人々に兵士の資格を与える^(注18)」(以下「1974年12月9日の法律第74-1044号」(以下「1974年兵士資格法」という。)によってである。

3 アルキに対する感謝

アルキというのは、現地でフランス軍に雇われたムスリムの補充兵をいう^(注19)。彼らは最後までフランス側についたために、アルジェリアの同胞からは裏切り者と見られ、FLNによって虐殺されるという悲惨な目に遭っている。

それも1962年3月19日にエビアン休戦協定が成立したあとに、かえってそれまでを上回る死傷者が出ているのである^(注20)。

エビアン協定が宣言されたあとも、アルジェリアの独立を阻止しようとしてOASはプラスチック爆弾を使ってテロと焦土作戦をおこなった。したがってFLNからの報復が当然予想されたにもかかわらず、当時のドゥブレ内閣は、報復はおこなわないというFLNの約束を信じて、エビアン協定が宣言されるとすぐに補充部隊の解散を命じ、アルキから武器を取り上げてしまった。しかもアルキを保護する措置を講ずるどころか、彼らが一般引揚者に混じって本土に逃れてくることを禁止させ^(注21)た。アルキは、彼らに同情した将校や下士官たちの手引きで本

土に逃れることができたといわれている^(注22)。

一般引揚者には1962年の受入れ措置や再定着のための援助に始まって、1970年、1978年、1982年、1987年と、海外で喪失した資産に対する補償がおこなわれてきたのに対して、アルキはフランス軍のキャンプ地に囲われて、フランス社会からは隔離した生活を強いられた。そのためにフランス社会に適応できなくなるという影響が第一世代だけでなく、第二世代、第三世代にまで及んでいる。

しかし政府の忘却政策によって、アルキがフランスに貢献したことや、それにもかかわらずそういう悲惨で不当な目にあわなければならなかったということは国民から完全に忘れられていった。

アルキの親の世代が孤独とあきらめの中に閉じこもってしまったのに対し、隔離政策の影響で社会的統合ができないことに怒りと不満を感じている第二世代の若者たちは、1970年代になると時には暴力を伴った抗議の声を上げるようになる。彼らにとって自分のアイデンティティを確認するためには、自分たちの親がフランスに貢献したことを国が認め、親の世代の名誉を回復することが必要だったのである。

こうして1974年兵士資格法によってアルキに対しても兵士としての資格が認められた。

また1987年の引揚者法ではじめて、アルキに対してもおこなわれ^(注24)ながら補償がおこなわれた。このときにアルキに対して6万フラン(1987年の1フラン約23円として約138万円)の一括手当が支給された。

1994年には「補充部隊の旧隊員若しくはそれに準ずる者であった又はアルジェリアにおいて捕虜となっていた引揚者に関する1994年6月11日の法律第488号^(注25)」(以下「1994年引揚者法」という。)によって、11万フラン(1994年の1フラン約19円として約209万円)の追加手当と、主たる住宅の取得や改修に対する援助(それぞ

れ8万フランと1万5000フラン)等の措置が講ぜられた。しかしこの法律が注目されるのは、アルキがフランスのために支払った「犠牲」に対して国がはじめて感謝を表明したということである。

同法第1条は次のように規定している。

第1条 フランス共和国は、補充部隊の旧隊員若しくはそれに準ずる者であった又はアルジェリアにおいて捕虜となっていた引揚者に対し、彼らが引き受けた犠牲に対して感謝を表明する。

フランス共和国は、さらに、彼らに対しこの法律が予定する措置を受ける権利を与える。

II 記憶する義務

1974年兵士資格法以降、アルジェリア戦争に参戦した兵士にも先の両大戦に従軍した兵士と同等の資格が認められたということは先述したが、傷病軍人法典上の記載は相変わらず「北アフリカにおける秩序維持作戦」となっており、「戦争」という表現は使われていなかった。

一般のメディアでは早い段階からアルジェリア戦争という表現を用いていたが、フランス政府は1962年7月3日にアルジェリアの独立を承認したあとも、この戦争をあくまでも治安維持のための「作戦行動」とする立場をとってきた。

しかしアルジェリア戦争に動員された軍人の規模からいって、これを作戦行動ということには無理がある。シラク大統領はすでに1996年9月に退役軍人団体と会った際、実態に合わせてアルジェリア戦争という呼称にすることを約束していた。^(注26) そうして1999年に制定された法律が、「『北アフリカでおこなわれた作戦行動』という表現を『アルジェリア戦争又はチュニジア及びモロッコにおける戦闘』という表現に代えることに関する1999年10月20日の法律第99-882号」^(注27)

(以下「1999年アルジェリア戦争呼称法」という。)である。この法律は両院において全会一致で可決された。この法律が制定されることから「記憶の義務」ということが強調されるようになり、この法律をきっかけとして、政府によって記念事業が進められるようになるのである。

1 アルジェリア戦争記念碑

2002年にパリ7区のケ・ブランリに「アルジェリア戦争又はチュニジア及びモロッコの戦闘の国立記念碑」(以下「アルジェリア戦争記念碑」という。)が完成し、シラク大統領は同年12月5日に数百人の退役軍人を招待して除幕式をおこなった。^(注28)

この記念碑は高さ6メートルの3つのコンクリートの角柱から構成されている。第1の柱には2万3000人の戦没者の名前がアルファベット順に電光表示される(2004年には2万4719人。そのうちには名前の判明している3000人のアルキも含まれている)。第2の柱にはアルジェリア戦争に参加した兵士の数等についてのメッセージが現れる。第3の柱には双方向情報案内端末がついていて、犠牲者の名前を検索することができるようになって^(注29)いる。

シラク大統領は、北アフリカでフランスのために死んだ兵士たちに国民を代表して賛辞を捧げるとともに、民間人の犠牲者についても触れ、「歴史にその名を刻むために、われわれが忘却から掬い上げた勇敢な兵士たちのこれらの名前の傍らで、われわれの思いはまた、民間の犠牲者や海外のフランスの業績に多くの貢献をした男女、さらにはこの戦争のすべての無名戦士たち、そして特にアルジェリアにおいて休戦後に殺害され、その多くは名前の特定ができていない補充部隊の兵士たちへと向かう」と述べた。^(注30)

2 アルジェリア戦争記念日

1999年アルジェリア戦争呼称法については全

会一致で可決した左右両派も、アルジェリア戦争記念日の制定をめぐることは、考え方のちがいが表面化することになった。

アルジェリア戦争記念日の制定については、ジョスパン社会党内閣のときに、エビアン協定が宣言された3月19日をアルジェリア戦争記念日とする法案が3本、急進左派と緑の党連合グループ(RCV)、共産党グループ、社会党グループからそれぞれ国民議会に提出された^(注31)。

3法案はいずれもアルジェリア戦争を象徴する日としては、第一次及び第二次世界大戦がそれぞれ終戦日を記念日としているのとおなじように、アルジェリア戦争の終結が宣言された3月19日がふさわしいという考え方をとっていた。3月19日はフランスにとっては「フランスのアルジェリア」を失った日であり、「すべての傷はまだ癒えていないとしても」(社会党グループ提出法案趣旨説明)、戦争を非難し、過去から教訓を引き出し、若い世代にそのメッセージを伝えていくためには、苦しい過去に向き合うことが必要だという考え方では一致していた。

しかし一般引揚者やアルキの団体は、彼らにとって苦しみの思い出でしかない3月19日を記念日とすることは認められないし、3月19日は本当の休戦日にはならなかったとして反対し、右派の議員に対して働きかけをおこなってきた。

「文化・家族及び社会問題委員会」はRCV提出法案を他の2案と一括審議し、同委員会の修正案が2002年1月22日に国民議会の第一読会で可決された。しかし賛成が3分の2に達せず、まだコンセンサスがえられていないと判断したジョスパン首相が同法案を元老院に送付することを見合わせているうちに任期満了に伴って国民議会が解散された。

2002年5月におこなわれた総選挙の結果は右派が多数を獲得して、同月ラファラン内閣が成立した。同内閣は、一部の引揚者やアルキの要求に応え、アルジェリア戦争記念日については

まだ議員の間にコンセンサスがえられていなかったにもかかわらず、法律という手段によらないで、2003年9月26日のデクレ^(注32)で「アルジェリア戦争並びにモロッコ及びチュニジアの戦闘中に『フランスのために死んだ人々』を讃える国民の日」を12月5日とすることを一方的に決めてしまった。

しかし12月5日という日は、先にのべたように、アルジェリア戦争記念碑の除幕式がおこなわれた日というだけで、その日自体にアルジェリア戦争の記憶につながる特別な意味はないのである。

3法案を一本化した「文化・家族及び社会問題委員会」の議会報告書は、3月19日を記念日とする目的は「敗北を祝うためでもなく、勝利を祝うためでもなく」、「わが憲法が掲げて立つ共和国的およびユマニスト的価値観の光に照らして、教育的目的のもとに国民的和解と歴史的眞実の探求を奨励」^(注33)することを目指そうとするものだといっている。

忘却政策は、苦しみを忘れることによって戦争の後遺症を消し去り、OASの犯罪を許すことによって国民的和解を成り立たせようとしたわけであるが、この報告書は、記念日を設けるのはこの戦争にかかわったすべての人が経験した「苦しみの記憶」^(注34)が消えないようにするためだといっている。

これに対してデクレのほうは、記念日を、アルジェリア戦争及びモロッコ若しくはチュニジアの戦闘で「フランスのために死んだ人々」を「讃える国民の日(journée nationale d'hommage)」としている(第1条)。ここにはアルジェリア戦争に動員された兵士たちの貢献と犠牲に感謝するだけでなく、アルジェリア戦争を肯定する考え方が出てきている。

III 感謝から肯定へ

アルジェリア戦争記念日の制定をめぐる意見

の対立は、アルジェリア戦争の記憶や感情はそれにかかわった人の立場や経験の質、年齢等によって異なることを示している。またアルジェリア戦争の負の部分にどう向き合い、アルジェリア戦争がその帰結であったところの植民地支配全体の影の部分はどう自分の中に取り込み、共和国的価値観の内容を深めていくことができたかという問題ともかかわっている。

OASの考え方に近い右寄りの軍人団体にとっては3月19日は屈辱の日であるが、おなじ兵士でも、37万1221人の会員を擁する「アルジェリア・モロッコ・チュニジア退役軍人全国連盟（FNACA=Fédération nationale des anciens combattants en Algérie-Maroc-Tunisie）のように、1963年から3月19日をアルジェリア戦争記念日として祝っている団体もある。^(注35) FNACAは、政府がデクレで12月5日をアルジェリア戦争記念日と決めたあとも、この日を、「北アフリカで死んだフランス兵士とすべての民間犠牲者の記憶に捧げるための」「思い出と追悼の国民の日」として公認することを要求している。^(注36)

1962年4月8日の国民投票では90.71%の国民がアルジェリアの独立を認めることに賛成したということは先述したが、2005年12月に調査機関CSAがフィガロ紙のためにおこなった世論調査によると、現在では国民の多くがフランスが海外でおこなってきたことを肯定的に評価すべきだという2005年引揚者法の考え方に賛成しているという結果が出ている。^(注37) 1962年に国民の大部分がアルジェリアの独立を認めることに賛成したのは、アルジェリアの独立に理解を示すというよりもフランスの平安を乱す要因でしなくなったアルジェリアを厄介払いするという気持のほうが強かったわけである。^(注38) そこへフランス政府の忘却政策によって戦争責任の問題があいまいにされてきたために、記憶の対立が現れる過程で「フランスのアルジェリア」を懐古する一部の軍人や引揚者たちがフランスが植

民地支配していた時代には悪いことばかりではなかった、いいこともやってきたという主張をしだすと、一般の国民のなかにまたそういう考えを受け入れるような状況が出てきているのである。

しかしアルジェリア戦争の当事者のなかでももっとも複雑で微妙な立場におかれているのは、フランス軍に補充兵として雇われたアルキとその家族である。

アルキが、フランス側に最後までついたためにアルジェリア同胞から悲惨な目に遭っただけでなく、フランスからも見捨てられ、不当な扱いを受けてきたということは先述したとおりである。

アルキの要求は以下のようにまとめることができるであろう。

- ①アルキがフランスに貢献したことをフランス政府が認めること。
- ②アルキがフランスに忠誠を尽くしたにもかかわらず、フランスは、彼らを見捨て、見殺しにした責任を認め、謝罪すること。その前提として、ことの真相を明らかにすること。
- ③彼らがフランス本土に逃れてきてからも、彼らを軍のキャンプ地に囲って、フランス社会から隔離した生活をさせたことに対して謝罪すること。
- ④その上に立って、正当な補償をおこなうこと。

アルキたちは、2005年引揚者法がこれらの要求について何らかの回答を示してくれることを期待した。しかし同法は、アルキに対するフランス政府の責任を認める代わりに、アルキを一般引揚者の中に包括して、フランスが海外で成し遂げた業績に参加した故をもって、彼らに感謝を捧げるというロジックに摩り替えていくのである。

1 アルキを讃える記念日

1994年引揚者法が、アルキが払った犠牲に対してはじめて感謝を表明したことは先述したとおりである。しかし一般の国民はいちいち官報に目をとおすわけではないので、アルキがフランスに貢献したことを広く国民に知ってもらうためには、何らかの政治的な表明が必要であったし、またアルキの団体もそれを強く望んでいた。

そういうなか2000年6月にフランスを訪問したブテフリカ・アルジェリア大統領が、国民議会でフランスが植民地時代におこなってきたことに対し悔悛 (repentance) を求める演説をおこなった。またテレビに出演した際に、アルキをビシー政府時代のナチの協力者と同一視する発言をしたことやアルキのアルジェリアへの里帰りを拒否したことなどがアルキの憤激を買い、一層彼らの名誉回復を求める運動につながっていった。

アルジェリアでは1990年に「1945年4月8日を記念する基金」が設立され、アルジェリア人がフランスの官憲から発砲を受けて虐殺されたセティフで、毎年その日を記念する行事をおこなってきた。そしてフランスが植民地でおこなった数々の罪悪を暴いて、フランスに悔悛を要求する運動をおこなってきたが、フランス国内にもそれに呼応する動きが生まれてきた。ブテフリカ大統領の発言のあったおなじ2000年に、『ル・モンド』や共産党機関紙の『ユマニテ』、『リベラシオン』等はフランスがアルジェリア戦争中におこなった拷問や虐殺に関する証言記事やフランスの植民地時代の影の部分を取りあげた記事を頻繁に掲載するようになった。^(注39)

こういう状況のなかで、シラク大統領はアルキのために国民的行事をおこなうことを決断するのである。

2001年9月25日に、シラク大統領はアンバリッド (Hôtel national des Invalides、軍事博

物館) の記念ギャラリーに1994年引揚者法の第1条第1項「フランス共和国は、補充部隊の旧隊員若しくはそれに準ずる者であった又はアルジェリアにおいて捕虜となっていた引揚者に対し、彼らが引き受けた犠牲に対して感謝を表明する」を表示したプレートを納め、アルキの団体等関係者を前にスピーチをおこなった。ちなみにこのプレートは同時に全国26のアルキゆかりの地に納められ、そこでも式典がおこなわれた。

その日の夜にもシラク大統領はエリゼ宮に関係者を招待して演説をおこなった。

この演説は、大統領が公の場ではじめて、アルキが困難な立場におかれたことに理解を示し、アルキがフランスのために貢献したことに感謝を表明したという意味で、重要な意味をもっている。

少し長い演説の一節を引用する。

「それはフランスにとって品位と誠実の問題であります。わが共和国は中傷が過去の苦しみを再びかきたてるのをそのまま見過ごしにはしません。共和国は犠牲の上に放棄が加わるのをそのまま放っておくこともしません。共和国は忘却が死と苦しみを覆うのをそのままにしておくこともしません。この9月25日が、歴史によって傷つけられた子どもたちに対し、フランスの永遠の感謝を表わすものならんことを！ 賞賛と同時に、この日はわが国に奉仕した人たちに対してわが国がもち続けている精神的義務を表明する機会でもあります。

この真実と感謝の義務は共和国大統領及び軍の最高司令官にとって絶対的義務、名誉の負債であります。アルジェリアの戦闘に参加したあなたがたがフランスにもたらした援助を私は知っています。私はあなたがたが味わったであろう見捨てられたという気持ち

や、不当だという感情を理解しています。そして私は心無い態度やことばを前にしたときのあなたがたの苦い思いを共有します。私がそれらを断固として非難していることを理解してほしい^(注40)」

シラク大統領の演説は、フランス政府から長いこと放っておかれ、自分たちは「歴史から忘れられた存在」だという気持ちを持ち、不当だという思いをもってきたアルキたちの感情に訴えるものをもってはいたが、何故アルキが悲惨な目に遭わなければならなかったかという原因やそれへの国の責任については言及されていない。

シラク大統領はこの記念行事は一回で終わりにするつもりでいたようであるが（このことからこれが大統領選挙目当てにおこなわれたものではないかということをおぼやかしめる）、その後この日を永続化することに方針が変わり、2002年9月25日にはラファラン首相がアンバリッドで顕彰行事をおこなった。そして翌2003年3月31日のデクレ^(注41)で9月25日を「アルキ及びその他の補充部隊員を讃える国民の日」とすることが正式に決定された。

同デクレの第1条はその目的について次のように規定している。

第1条 アルジェリア戦争の際、フランスの役務に参加するためにアルキ及びその他の補充部隊の隊員が引き受けた犠牲に感謝し、彼らを讃えるための国民の日を設ける。
この日を9月25日に定める。

2 レオネッティ法案

上記のシラク大統領の演説の中の「中傷が過去の苦しみを再びかきたてるのをそのまま見過ごしにはしません」ということばは明らかにブテフリカ・アルジェリア大統領の発言やマスコ

ミ報道などを意識した発言である。

アルジェリア戦争の非人間性やフランスの植民地支配の負の部分の批判する報道がなされるようになると、今度は引揚者団体の中からこれに反発する動きが出てくる。

アルキや引揚者の中には、そういう議論は自分たちを侮辱し、名誉を傷つけるものであるとして、右派の議員に働きかけて、自分たちの正当化をはかろうとする人々が出てくるようになるのである。

そのような自己正当化の動きを示すものとして、2003年3月5日にジャン・レオネッティや現外相のフィリップ・ドゥスト＝ブラジ等100人以上のUMP議員によって国民議会に提出された「フランスが存在した期間、アルジェリアで生活していたわが同胞のすべての肯定的業績を認めることを目的とする法案^(注42)」をあげることができる。この法案は以下の単一の条文からなっている。結局この法案は成立はしなかったが、2005年引揚者法の第1条に生かされることになった。

第1条 フランスが存在した期間アルジェリアで生活したすべてのわが同胞の肯定的業績は公に認められる。

この法案は、その趣旨説明において、以下の^(注43)ように述べている。

フランスは1830年から1847年にアルジェリアを征服して植民地としてから1962年にアルジェリアが独立するまで、科学・技術や行政についてのノウハウや文化、言語をこの地にもたらしめた。

アルジェリアが発展したのは大部分は入植者たちの勇気と進取の精神のおかげであり、「フランスとアルジェリアの両国が、苦しみや誤解、惨劇、身内同士の殺し合いにもかかわらず、文化的に、また深く結ばれているのは、大部分は

彼らのおかげである」。

シラク、ブテフリカ両大統領によって2003年
が「フランスのアルジェリア年」とされたこの
ような機会に「アルジェリアにおけるわが同胞
の肯定的業績」を思い起こさないとすれば、そ
れはアルジェリア戦争で大きな犠牲を払った兵
士やアルキを讃え、感謝を表明しないことが過
失になるとおなじように、歴史的誤りとなる
であろう。

「記憶と感謝の 때가 和解と尊敬と協力の時に
先行する」。だからこそ、フランスとアルジェ
リアが両国を結びつける絆を強化し、深めるこ
とができるためには、国民の代表である国会議
員がこれら多くの男女の業績を認めることが望
ましいし、また正当でもあるように思われると
いうのがその結論である。

この法案を提出した議員たちは、フランスが
アルジェリアで成し遂げた業績を「肯定的に」
評価することが将来的にアルジェリアとの関係
を強化し、深めることに役立つといているわ
けである。

3 ディーフェンバッシュ報告

ラファラン首相は2003年2月24日にロ・エ・
ガロンヌ県選出のミシェル・ディーフェンバッ
シュ国民議会議員にこれまでの引揚者関係法の
分析評価と今後の対応策について報告をまとめ
よう依頼した。報告がラファラン首相に提出
されたのは同年10月3日^(注44)で、2005年引揚者法は
大部分このディーフェンバッシュ報告の提案に
もとづいている。

ディーフェンバッシュ議員は「いかなる物的
補償もフランス人が海外にいた時代にそこでお
こなわれた肯定的活動を国が厳粛に認めるので
なければ満足を与えるものにはならないだろう」
と^(注45)いっている。

同報告書は、「学校教育」の項では、以下の
ように指摘している。アルジェリア戦争のよう

に最近の、感情がからむ事件の記述に非の打ち
所のない客観性を求めることはむつかしいとし
ても、「引揚者高等評議会」^(注46)が数種の学校教科
書から抜粋した記述を読むと、暴力を振るった
のはフランス側だけのよう書き方がしてある。
その一方でアルジェリアがエビアン協定を守ら
なかったことやこの休戦協定に続いておこった
アルジェリアにおける虐殺や行方不明について
これらの教科書が黙っていることは疑問を呼ん
でいると^(注47)。

ディーフェンバッシュ議員は、こういう事態
は引揚者の感情を傷つけるだけでなく、歴史の
真実とも相容れないが、政府は必ずしも一貫し
た対応をとっていないといっている。政府はこ
れまでしばしば出版社の自由や学問の世界の独
立を引き合いに出して介入しない方針をとって
きた。しかし別の場合には、当然のようにして
より指示的な態度をとっているとして、「奴隷売
買及び奴隷制が人道に対する罪であることを認
めることを目的とする2001年5月21日の法律」^(注48)
の第2条「学校の教科及び歴史若しくは人文科
学の研究科目は、奴隷売買及び奴隷制に対して
それにふさわしい重要な位置づけを与えなけれ
ばならない」を^(注49)引き合いに出している。

IV 2005年引揚者法の内容

2005年引揚者法は、物的補償に関する部分は、
第12条を除くとアルキを対象とするものばかり
である。同法は、アルキに対するこれまでの補
償が一般引揚者にくらべ不十分で公平を失して
いる不備を補い、その総仕上げをはかるもの
となるはずであった。その前提として、アルキに
対する国の責任についても何らかの言及が期待
されていた。

しかし国民議会報告書は、アルキに関しては
精神的補償や名誉回復はもうすんでいるとして、
あと残っているのは一般引揚者に対する名誉回
復と感謝であるという考え方を^(注50)とっている。

したがって2005年引揚者法は、アルキに対する国の責任を明らかにし、彼らに謝罪する代わりに、アルキを一般引揚者の中に包摂し、アルキも含めた引揚者に対し、フランスが海外で成し遂げた業績に参加したことをもって、彼らに感謝するというロジックを用いている。

全体は、引揚者に対する感謝とフランスが海外で成し遂げた業績をどうやって若い世代に伝えていくかという歴史と記憶に関わる部分（第1条～第4条）、アルキの補償関係（第5条～第11条）、一般引揚者の補償関係（第12条）、OASの救済に関する部分（第13条）から構成されている。

以下各条ごとにその内容を見ていくことにする。

第1条

フランスが海外で成し遂げた「業績」に貢献した男女に対して国民の感謝を捧げるという規定である。最初の案ではインドシナは「かつてフランスの主権下に置かれた領土」の中に包括されていたが、修正案が出され、最終的にはアルジェリア、モロッコ、チュニジアと並べて明記することになった。

社会党の議員からはアルキに対する国の責任を明記すべきだという修正案が出されたが、国の責任をいまの段階でいうのは時期尚早という理由で採用されなかった。しかしアルキたちが味わった苦しみについては別の修正案によって生かされることになったが、この犠牲はアルキには特定されないで、引揚者一般の犠牲に包括されることになった。したがってアルキに対する責任の方向に向かうというより、一般引揚者に対する感謝を強めるために、彼らの貢献だけでなく、犠牲についても特記したという印象を受ける。

第2条

12月5日の「アルジェリア戦争又はモロッコ若しくはチュニジアの戦闘中に『フランスのために死んだ人々』を顕彰する国民の日」の対象に民間人も加える規定である。

政府側は「フランスのために死んだ人々」に民間人を加えることは法解釈上むづかしいとしていたが、最終的には認められた。

アルジェリア戦争とは意味的に何のつながりもない12月5日を政府が2003年のデクレで記念日としたことに反対している人たちは、この法律によってこの日が確定されてしまうことに反対している。

第3条

アルジェリア戦争並びにモロッコ及びチュニジアの戦闘を記念するための基金の設立に関する規定である。基金設立の計画がラファラン首相から発表されたのは、2003年12月5日の第1回アルジェリア戦争記念日においてである。この基金は、国も協力してマルセイユ市で建設が進められている「国立海外フランス記念館^(注51)」とちがって、海外の業績を顕彰するだけが目的ではなく、資料を広く集め、歴史の真相を究明するための施設を想定している。

2005年引揚者法の当初の政府案にはなかったものだが、のちに修正案が出されて、第3条として規定された。

第4条

大学の研究科目は「海外、特に北アフリカにおけるフランスの存在の歴史に対し、それにふさわしい位置づけを与」え（第1項）、高校以下の学校でも海外における「フランスの肯定的役割」について特に教える（第2項）というもので、第13条と並んで、2005年引揚者法のなかでもっとも問題とされた箇所である。

国民議会報告書は「フランスが海外に存在し

たことが征服と戦争、犠牲と同義語でありえたとしても、それはまた交易と技術的、経済的、文化的、公衆衛生的発展の大時代にも対応している」のであるから、「植民地的冒険のふたつの面をおなじ曇りのない眼で認識することが大事だ」といっている。「すなわちこの何年もの苦しみや惨劇がいかに強かったとしても、それを認識することが、全体としてフランスの海外における行動について信用を失わせることになるべきではないように、海外におけるフランスの業績を認めることが、それに伴った征服や暴力を否定するものと考えられるべきではない」としている^(注52)。

報告書はこのようにフランスが植民地統治時代におこなったことの片方だけを見て、他方に目をふさぐのはよくないといっているが、この第4条は大学や学校でフランスの海外における業績の「肯定的な役割」を研究し、教えなければならぬといっているのである。

第5条

アルキに対する誹謗中傷やエビアン協定後にアルキに対しておこなわれた犯罪を弁護することを禁止する規定である。

第6条

2003年1月からアルキに支給されている「感謝手当」の受給対象の拡大と受給方法に弾力性をもたせる規定である。

アルキに対しては、1999年の修正予算法^(注53)によって年額9000フラン（1372ユーロ）（1フラン約121円として約108万9000円）の終身年金が創設され（60歳以上であることと月収が6400フランを超えないことが条件）、2000年の修正予算法^(注54)で「再婚していない残された配偶者又は元配偶者」に対して権利の移転が可能となり、2002年の修正予算法^(注55)で2003年1月1日からこの終身年金が「感謝手当」に代えられた。この感

謝手当は、前の終身年金とちがって収入の条件はなくなり、生活費（物価）にスライドすることになっていたが、2005年引揚者法によりその支給方法について3つの選択肢を与えられ、その中からひとつを選べることになった。

第7条

1994年引揚者法でアルキに認められた主たる住居の取得や改修への援助の対象者を広げ、申し込み期限の延長をはかったものである。これまでは個人名義の住宅にしか認められていなかったために、資産を子どもと不分割共同でもつことが多いムスリムの中にはこの援助が受けられないものがいたからである。

第8条

建築及び住居法典の関連規定の改正。

第9条

アルキに対する感謝手当及び住居に対する特別援助の対象者の拡大。

第10条

アルキの子どもに対して国民教育国内奨学金の受給資格を付与する規定。

第11条

アルキの社会統合がうまくいっているかについて政府に報告を義務付ける規定。

第12条

1970年と1978年の引揚者法は、引揚者に給付される補償金から未払いの負債や利息を差し引き、清算することになっていた。

その一方で政府は、自営業の仕事に再定着するために資金の貸与を受けたが経済状況の悪化により「その開発〔事業〕が重大な経済的財政的困難に遭遇」した引揚者に対し、1977年9月

7日のデクレ第77-1010号と1982年引揚者法^(注56)で貸与金の返済の軽減策を講じた。また1986年の修正予算法^(注57)では、上記の引揚者だけでなく、補償を受けなかった引揚者についても負債を軽減又は抹消する措置をとった。

その結果、補償を受けた引揚者は1970年と1978年に補償金から負債を差し引かれたのに対して、補償を受けなかった引揚者は負債をすべて抹消され、不公正が生じた。

第12条は、この不公正の解消を目的としたもので、引揚者が国から借りた貸与金を返済するために補償金から差し引かれた分を返還する規定である。

歴史と記憶にかかわる部分(第1条～第4条)と第13条を除くと、一般引揚者にかかわる規定はこの第12条のみである。

第13条

1982年の大赦法は、1964年以来何度かにわたっておこなわれた大赦の対象となった公務員や軍人、行政官に対して、彼らが「政治的追放」にあって期間を公務員年金や軍人恩給の期間に加算できるようにしていたが、それから漏れていた政治的追放者に対して補償金を給付するという規定である。該当者は60人から80人の間と予想されているが、これはOASの旧メンバーを救済するための規定^(注59)だとして、歴史学者から批判されている。

V 2005年引揚者法第4条第2項の廃止

この法律が2005年2月23日に公布されると、歴史学者のクロード・リオジュの批判文が同日の『リベラシオン』^(注60)に掲載され、リオジュなどが中心になってこの法律の廃止(特に第4条)を求める署名運動^(注61)が3月末に開始された。

反対署名アピール文は、彼らがこの法律に反対し、その廃止を求める理由として次の3点をあげている。

- ①ライシテ(政教分離の原則)の中核である学校教育の中立性と思想の自由に反して、公定の歴史を押し付けることになる。
- ②植民地化の「肯定的役割」だけを取りあげることによって、犯罪やジェノサイドまで行った虐殺や奴隷化やこの過去から受け継がれた人種差別について公定の嘘を押し付けることになる。
- ③ナショナリストの分離主義(communautarisme nationaliste)を合法化し、その反動として、すべての過去から切り離されたグループの分離主義(communautarisme de groupes ainsi interdits de tout passé)を引き起こすことになる。

これに対してアムラウイ・メカシェラ退役軍人担当相は次のように反論している。

「もしわれわれが引揚者やアルキの苦しみを和らげようと思うならば、われわれはまず彼らがしてきたことや耐え忍んだことの現実を認めるべきである。植民地化の肯定的な面を認めることは、それがもっていたかもしれない暗い面を否定することではない。

またアルジェリア出身の若者たちを統合しようと思うなら、20世紀の戦争において彼らの先輩たちが重要な役割を果たしたことを教えなければならない。アルジェリアとの関係についても、もしわれわれがわれわれのパートナーであり友人となった国々と強力で持続的な新たな関係を築こうと思うならば、歴史を直視しながら、アルジェリア出身の若者たちにそのことを教えなければならない^(注62)」。

しかしアルジェリアはフランスに都合のいいそのような考え方を受け入れてはいない。アルジェリアのブテフリカ大統領は、この法律は「否定主義と修正主義に隣り合った精神的盲目を表わしている」と批判した^(注63)。

フランスでは2005年11月に移民の少年二人が

警官に追われて逃げる途中に電線に触れて感電死する事件がおきた。これがきっかけになって移民の不満が一挙に噴出し、暴動騒ぎがおこった。サルコジ内相が、車に火をつけたりする移民青年たちを「社会のクズ」と発言したことも一層彼らの反発を招いた。

社会党はそういう移民暴動のさなかに2005年引揚者法から第4条を削除する法案を国民議会に提出するのであるが、11月29日にUMPとフランス民主同盟(UDF)の一部の議員によって否決されてしまった。

移民暴動以来の政府の対応に反発した西インドのアンティル諸島では、2007年の大統領選挙の足がかりを作っておくために同地の訪問を予定していたサルコジ内相の受け入れを拒否し、12月7日に同相は訪問を延期することを発表せざるをえなくなった。

こうしたことがきっかけとなって、2005年引揚者法第4条の廃止を求める議論が再燃するのである。

サルコジ内相は、訪問延期を発表したおなじ日に、この件に関しては「誤解がある」とした上で、第4条の廃止を求める声が高まっていることに対し、「どうしてこういうことが問題にされるのか自分には理解できない」、そういうことを許してしまえば「存在する理由のない悔悛」を一般化することになるという考えを示した。^(注64)

これに対してドミニク・ド・ビルパン首相は、翌12月8日のラジオ・フランスの番組で、「歴史を書いたり、記憶について発言したりするのは政治家や議会の役割ではない」、「フランスには公定の歴史というものはない」と発言した。またアンティル諸島で2005年引揚者法に対する抗議デモが広がっていることについて、「彼らがいっていることは、考慮しなければならない、耳を傾けなければならない苦しみがあるということだ。傷つけることばがあるし、思い出さな

ければならない歴史もある」と述べた。^(注65)

そしてシラク大統領は第4条の書き直しを検討することをドゥブレ国民議会議長に依頼するのである。ドゥブレ議長は、いろいろな立場の歴史学者や引揚者団体の意見を徴したのち、この問題の解決のためには第4条の書き直しではなく、廃止しかないと結論に達し、シラク大統領にそのことを伝え、了承された。

しかしシラク大統領は、もう一度第4条を廃止する法案を国民議会にかけることを避けるために、憲法第37条第2項にもとづいて、^(注66)2006年1月25日に首相から第4条第2項が命令の性格をもつかどうかの判断を求めて憲法評議会に付託させる方法をとった。これに対して憲法評議会は、学校の教科内容は、憲法第34条が法律で定める分野としている「教育の根本的原則」には属さないとして、2006年1月31日の決定第2006-203号において、同項が命令の性格をもつとの判断を示した。これを受けて政府は2006年2月15日のデクレ第2006-160号によって第4条第2項を廃止したのである。

おわりに

以上が2005年引揚者法の第4条第2項が廃止されるまでの経緯である。

2003年3月にシラク大統領がアルジェリアを訪問した際に、ブテフリカ大統領との間に2005年中に友好条約を締結する約束が交わされていたが、2005年引揚者法の問題がおこったために、その動きはストップしたままになっている。

2006年4月9日にドゥスト＝ブラジー外相がアルジェリアを訪問した際にも、ブテフリカ大統領は友好条約調印の前提条件として、①ビザの^(注67)手続きの簡略化と、②「記憶の作業を深めること」^(注68)をあげたといわれている。

この「記憶の作業を深めること」が「フランスが悔悛すること」を意味しているかどうかはわからないが、フランスが2005年引揚者法第4

条第2項をそれが法律ではなく、命令（règlement）の性格をもつという形式的な理由で廃止したことに対し、アルジェリアがそれでこの問題が解決したと思っていないことだけは確かである。

注

* インターネット情報はすべて2006年6月30日現在である。

- (1) Loi no 2005-158 du 23 février 2005 portant reconnaissance de la Nation et contribution nationale en faveur des Français rapatriés.
- (2) Décision no 2006-203 L du 31 janvier 2006: nature juridique d'une disposition de la loi no 2005-158 du 23 février 2005 portant reconnaissance de la Nation et contribution nationale en faveur des Français rapatriés.
- (3) Décret no 2006-160 du 15 février 2006 portant abrogation du deuxième alinéa de l'article 4 de la loi no 2005-158 du 23 février 2005 portant reconnaissance de la Nation et contribution nationale en faveur des Français rapatriés.
- (4) *AN Rapport*, no 3527 (2002.1.9), p.4. 国民議会ホームページ <<http://www.assemblee-nationale.fr/11/rapports/r3527.asp>>
- (5) *Ibid.*
- (6) Michel Diefenbacher: *Parachever l'effort de solidarité nationale envers les rapatriés: promouvoir l'oeuvre collective de la France outre mer: rapport établi à la demande du Premier Ministre*, 2003.9
- (7) Décret no 62-327 du 22 mars 1962 portant amnistie des infractions commises au titre de l'insurrection algérienne; Décret no 62-328 du 22 mars 1962 portant amnistie de faits commis dans le cadre des opérations de maintien de l'ordre dirigées contre l'insurrection algérienne.
- (8) Loi no 64-1269 du 23 décembre 1964 portant amnistie et autorisant la dispense de certaines

incapacités et déchéances.

- (9) Loi no 66-396 du 17 juin 1966 portant amnistie d'infractions contre la sûreté de l'Etat et commises en relation avec les événements d'Algérie.
- (10) *AN Débats parlementaires*, 1968.7.24, p.2469. *J.O.*
- (11) *Sénat (1982-1983) Rapport*, no 83, p.6. 前出 AN Débatsによると、海外に逃亡した4人は別として、172人がまだ1964年と1966年の大赦法の適用を受けていないとある (p.2468)。
- (12) Loi no 68-697 du 31 juillet 1968 portant amnistie.
- (13) *op.cit.* (10), p.2469.
- (14) Loi no 74-643 du 16 juillet 1974 portant amnistie.
- (15) Loi no 82-1021 du 3 décembre 1982 relative au règlement de certaines situations résultant des événements d'Afrique du Nord, de la guerre d'Indochine ou de la Seconde Guerre mondiale.
- (16) Loi no 55-1074 du 6 août 1955 relative aux avantages accordés aux personnels militaires participant au maintien de l'ordre dans certaines circonstances.
- (17) [Loi de] la finance pour 1968 (no 67-1114 du 21 décembre 1967).
- (18) Loi no 74-1044 du 9 décembre 1974 donnant vocation à la qualité de combattant aux personnes ayant participé aux opérations effectuées en Afrique du Nord, entre le 1er janvier 1952 et le 2 juillet 1962.
- (19) 現地人から補充兵を募るのはフランスの長い伝統であった。アフリカ部隊は1830年6月14日に創設され、1962年7月3日に廃止されている。現地人を徴兵する制度ができたのは1912年で、それ以前は募集は本人の志願にもとづいておこなわれた。アフリカ部隊は、1854年のクリミヤ戦争から両世界大戦を含むフランス軍が参戦したすべての戦争に参戦し、フランスに貢献した。
アルジェリア戦争が始まったときはアフリカ部隊はまだインドシナにいたので、フランス軍は、FLN と考え方を共有しない現地のムスリム・フランス人

を情報収集やガイド役、通訳として使った。そして1955年に、労働契約を交わす以外には何の特別な地位ももたない補充兵部隊が創設された。1956年2月に、1955年以来存在した補充兵をもとに「アルカ(harkas)」が創設された。アルカはアラビア語で「動き」を意味し、フランスの正規部隊に付属し、現役軍として利用された。アルキの名称はこのアルカから来ている。

その後アルカのほかに、村の警護や諜報活動に当たった自衛部隊 (GAD=Groupes d'auto-défense) や特別行政部 (SAS=Sections administratives spécialisées)、のちに都市行政部 (SAU=Sections administratives urbaines) の警護部隊 (moghaznis) を抱えるマグザン (maghzens)、村落警護機動部隊 (GMPR=Groupes mobiles de protection rurale)、のちの治安機動部隊 (GMS=Groupes mobiles de sécurité) が創設された。そのほかにも憲兵隊補や臨時の警察職員、アルカの先導役を務めた遊牧部隊、サハラのマグザンなども組織された。

狭義の意味のアルキはアルカを指すが、アルカ以外の補充部隊も含めてアルキと総称されることが多い。

各補充部隊の人数はその時々で変化しているが、1961年には、すべての補充部隊を合わせると、約20万人いたと推定されており、その内訳は次のとおりである。

アルキ	70,000
自衛部隊	60,000
Moghaznis	20,000
治安機動部隊	9,500
小計	159,500

(AN Rapport, no 1206 (1994.5.4), p.7-8)

(20) 1962年3月19日までにイスラムのフランス人の死者1万6378人、行方不明者1万3296人に対し、エビアン協定後に拉致され虐殺されたイスラムの補充兵の数は3万人から15万人と推定されている。(op.cit. (4), p.6)

(21) “La tragédie des harkis.” Fédération des amicales

régimentaires et des anciens combattants (Farac) ホームページ <http://www.farac.org/php/article.php?id_article=55>

(22) 現在、本土に逃れることができた補充兵5万人の子孫が約40万人のコミュニティを形成している。“Rendre aux harkis la place qui leur est due.” テレビTF1ホームページ <<http://news.tfl.fr/src/scripts/imprimer.php>>

(23) ①「海外フランス人の受入れ及び再定住に関する1961年12月26日の法律第61-1439号」(Loi no 61-1439 du 26 décembre 1961 relative à l'accueil et à la réinstallation des Français d'outre-mer), ②「かつてフランスの主権又は保護又は信任統治下にあった領土に位置した資産を喪失したフランス人の補償に対する国民の負担に関する1970年7月15日の法律第70-632号」(Loi du 15 juillet 1970 relative à une contribution nationale à l'indemnisation des Français dépossédés de biens situés dans un territoire antérieurement placé sous la souveraineté, le protectorat ou tutelle de France), ③「資産を喪失した海外のフランス人引揚者に関する1978年1月2日の法律第78-1号」(Loi no 78-1 du 2 janvier 1978 relative à l'indemnisation des Français rapatriés d'outre-mer dépossédés de leur biens), ④「引揚者の再定着に係る諸規定に関する1982年1月6日の法律第82-4号」(Loi no 82-4 du 6 janvier 1982 portant diverses dispositions relatives à la réinstallation des rapatriés), ⑤「引揚者の補償の解決に関する1987年7月16日の法律第87-549号」(Loi no 87-549 du 16 juillet 1987 relative au règlement de l'indemnisation des rapatriés)

(24) 前掲注(23)⑤

(25) Loi no 94-488 du 11 juin 1994 relative aux rapatriés anciens membres des formations supplétives et assimilés ou victimes de la captivité en Algérie.

(26) Proposition de loi relative à la substitution de l'expression «aux opérations effectives en Afrique du Nord» par l'expression «guerre d'Algérie et aux

- opérations effectuées en Afrique du Nord». <Exposé des motifs>, p.3. 国民議会ホームページ <www.assemblee-nationale.fr/propositions/pion1293.asp>
- (27) Loi no 99-882 du 18 octobre 1999 relative à la substitution, à l'expression 《aux opérations effectuées en Afrique du Nord》, de l'expression 《à la guerre d'Algérie ou aux combats en Tunisie et au Maroc》
- (28) “La France honore ses anciens combattants.” テレビ RFI ホームページ <http://www.rfi.fr/actufr/articles/036/article_25292.asp>
- (29) *Réponses rapatriés*, no 1 (2003.3), p.4. 首相府ホームページ <premier-ministre.gouv.fr/.../revue-reponses-rapatries-ligne_52181.html>
- (30) “Discours de M. Jacques Chirac Président de la République à l'occasion de l'inauguration du Mémorial national de la guerre d'Algérie des combats du Maroc et de la Tunisie (Paris).” 大統領府ホームページ <<http://www.elysee.fr/elysee/root/bank/print/3039.htm>>
- (31) ① Proposition de loi relative à la reconnaissance du 19 mars comme Journée nationale du souvenir et de recueillement à la mémoire des victimes civiles et militaires de la guerre d'Algérie et des combats du Maroc et de Tunisie, ② Proposition de loi tendant à instituer une journée nationale du souvenir des victimes civiles et militaires de la guerre d'Algérie et des combattants du Maroc et Tunisie, ③ Proposition de loi instituant une 《Journée nationale de recueillement de mémoire en souvenir de toutes les victimes de la guerre d'Algérie, des combats en Tunisie et au Maroc et de tous leurs drames》.
- (32) Décret no 2003-925 du 26 septembre 2003 instituant une journée nationale d'hommage aux 《morts pour la France》 pendant la guerre d'Algérie et les combats du Maroc et de la Tunisie, le 5 décembre de chaque année.
- (33) *Op. cit.* (4), p.5.
- (34) *Ibid.*
- (35) Guy Pervillé, “La guerre d'Algérie cinquante ans après: le temps de la mémoire, de la justice, ou de l'histoire?”, p.2. <http://guy.perville.free.fr/spip/article.php3?id_article=24>
- (36) FNACA ホームページ <<http://www.fnaca.org/page.asp?IDPAGE=298>>
- (37) 同調査によると、フランス国民の64%が2005年引揚者法の第4条に賛成している。これに賛成しているのは、国民運動連合 (UMP) 支持者 (79%) やフランス民主同盟 (UDF) 支持者 (60%) だけでなく、社会党支持者 (55%) や緑の党支持者 (59%)、共産党支持者 (68%) にも多いところにこの問題の複雑さがある。(“Colonisation: les Français approuvent la loi.” テレビ RFI ホームページ <http://www.rfi.fr/actufr/articles/072/article_40204.asp>)
- (38) Guy Pervillé, “La date commémorative de la guerre d'Algérie en France (2004)”, p.1. <http://guy.perville.free.fr/spip/article.php3?id_article=29>
- (39) Guy Pervillé, “La revendication algérienne de repentance unilatérale de la France (2004)”, p.4-5. <http://guy.perville.free.fr/spip/article.php3?id_article=22>
- (40) “Discours de M. Jacques Chirac Président de la République à l'occasion de la journée d'hommage national aux Harkis.” 大統領府ホームページ <http://www.elysee.fr/elysee/francais/interventions/discours_et_declarations/2001/septembre/discours_de_m_jacques_chirac_president_de_la_republique_a_l_occasion_de_la_journee_d_hommage_national_aux_harkis.2027.html>
- (41) Décret du 31 mars 2003 instituant une Journée nationale d'hommage aux harkis et autres membres des formations supplétives.
- (42) Proposition de loi visant à la reconnaissance de l'oeuvre positive de l'ensemble de nos concitoyens qui ont vécu en Algérie pendant la période de la présence française (2003.3.5). 国民議会ホームページ

- ジ <<http://www.assemblee-nationale.fr/12/propositions/pion0667.asp>>
- (43) *Ibid.*, p.2.
- (44) *Op.cit.* (6)
- (45) *Ibid.*, p.5.
- (46) 2002年12月20日のデクレによって、引揚者諮問委員会とアルキのための行動計画調査全国委員会に代わるものとして創設された。その役割は、アルキと対話と協議をおこない、引揚者に関するあらゆる措置について、意見と提案をおこなうことである。
- (47) *Op.cit.* (6), p.27.
- (48) Loi no 2001-434 du 21 mai 2001 tendant à la reconnaissance de la traite et de l'esclavage en tant que crime contre l'humanité. *J.O.*, 2001.5.23.
- (49) *Op.cit.* (6), p.27.
- (50) *AN Rapport*, no 1660 (2004.6.8), p.4. 国民議会ホームページ <<http://www.assemblee-nationale.fr/12/rapports/r1660.asp>>
- (51) フランスが海外植民地でおこなった業績を記憶にとどめるための記念館を作ろうという話は1985年ころからあったようである。しかしなかなか実現に至らず、入植者や引揚者にもっとも関係の深いマルセイユ市のジャン・クロード・ゴードン市長が記念館設立構想を発表したのが2000年のことである。
- ラファラン首相は2002年8月4日にゴードン市長に手紙を送り、この記念館計画に国も協力を申し出て、500万ユーロの補助金を提供することを約束した。
- 国がこの計画に協力することによって、敷地も当初予定していた3750㎡にさらに2800㎡が加わり、この記念館の所在地はマルセイユ市であるが、事業の内容は国家的広がりをもつものになった。
- 竣工は2007年はじめの予定である。
- (52) *Op.cit.* (50), p.16.
- (53) Loi de finances rectificative pour 1999 (no 99-1173 du 30 décembre 1999), article 47.
- (54) Loi de finances rectificative pour 2000 (no 2000-1353 du 30 décembre 2000), article 61.
- (55) Loi de finances rectificative pour 2002 (no 2002-1576 du 30 décembre 2002), article 67.
- (56) Décret no 77-1010 du 7 septembre 1977 relatif à l'aménagement des prêts consentis aux rapatriés en vue de leur réinstallation dans une activité non salariée en France et pris pour l'application de l'article 46 de la loi no 70-632 du 15 juillet 1970, article 2.
- (57) 前掲注⁽²³⁾ ④1982年引揚者法第1条
- (58) Loi de finances rectificative pour 1986 (no 86-1318 du 30 décembre 1986).
- (59) *Op.cit.* (50), p.41.
- (60) “Les enjeux de mémoire”. *Libération*, 2005.2.23.
- (61) 反対署名アピール文は *Le Monde*, 2005.3.25に掲載された。
- (62) Hamlaoui Mekachera, “Colonisation: réconcilier les mémoires”. *Le Monde*, 2005.5.8/9.
- (63) “Le président algérien accuse la France de « cécité mentale »”. *Le Monde*, 2005.7.5
- (64) “Colonisation: Chirac lance un appel au calme”; “Colonies: Chirac veut des missionnaires”. *Le Figaro*, 2005.12.10/11.
- (65) “Tollé autour de la « colonisation positive »”. テレビRFIホームページ <http://www.rfi.fr/actu/fr/articles/072/article_40328.asp>
- (66) 命令の性格をもつ事項が法律形式で定められた場合、その法文はコンセイユ・デタの意見を聴いたのちに定められるデクレによってこれを変更することができる。ただし「憲法評議会がこれらの法文を命令の性格をもつと宣言した場合でなければ、これをデクレで変更することはできない」。
- (67) モロッコやチュニジアはフランスに入国するビザは廃止されているのに対して、アルジェリアはビザが義務付けられており、しかも平均すると2件に1件の割合でしか許可が下りないことに不満をもっている。アルジェリアのビザ発給に関しては、フランスはEUパートナー国と「相談 (consultation)」をしなければならないことになっている。またビザ申

請1件につき35ユーロ（約4795円）もの高い費用がかかる。こうしたことがフランスが「特別な友好関係」を説いていることと矛盾していると映るわけである。（“M. Douste-Blazy à Alger alors que le traité d'amitié franco-algérien est en panne”. *Le Monde*,

2006.4.11)

(68) “Bouteflika ajourne le traité d'amitié franco-algérien”. *Le Figaro*, 2006.4.11.

(たかやま なおや・海外立法情報調査室)

フランス人引揚者に対する国民の感謝及び国民の負担に関する 2005年2月23日の法律第2005-158号（2005年引揚者法）

Loi no 2005-158 du 23 février 2005 portant reconnaissance de la Nation et contribution nationale en faveur des Français rapatriés.

高山 直也訳

第1条

フランス国民は、アルジェリアの旧フランス県及びモロッコ、チュニジア、インドシナ、並びにかつてフランスの主権下に置かれた領土において、フランスによって成し遂げられた業績に参加した男女に対し、感謝を表明する。

フランス国民は、引揚者、補充部隊の旧隊員及びそれに準ずる者、行方不明者、並びにこれらの旧県及び領土の独立過程に関わる事件の民間人及び軍人の犠牲者によって経験された苦しみ及び耐え忍ばれた犠牲を認め、彼ら及びその家族に対し厳粛に賞賛を捧げる。

第2条

フランス国民は、北アフリカの引揚者及び行方不明者、アルジェリア戦争の期間中及びエビアン協定に違反して1962年3月19日以降に行われた虐殺又は虐待の民間人犠牲者、並びにチュニジア及びモロッコの戦闘の民間人犠牲者を、北アフリカにおいてフランスのために死んだ兵士に対して12月5日に捧げられる賞賛に加える。

第3条

アルジェリア戦争並びにモロッコ及びチュニジアの戦闘を記念するための基金を、国の協力

のもとに設立する。

この基金の設立の条件については、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

第4条

大学の研究科目は、海外、特に北アフリカにおけるフランスの存在の歴史に対し、それにふさわしい位置づけを与える。

学校の教科は、海外、特に北アフリカにおけるフランスの存在の肯定的役割を特に認め、これらの領土出身のフランス軍兵士の歴史及び犠牲に対し、当然与えられるべき際だった位置づけを与える（2006年2月15日のデクレ第2006-160号により廃止）。

フランス及び外国で利用できる文字及び音声資料のネットワーク化を可能とする相互協力を推進する。

第5条

次のことは禁止する。

- ①アルキ又は補充部隊の旧隊員又はそれに準ずる者であるとの真正の又は憶測に基づく理由による、個人又はグループに対するあらゆる侮辱又は中傷
- ②エビアン協定後に、アルキ及び補充部隊員に

対して行われた犯罪についてのあらゆる弁明

国は、現行法の枠内でこの原則の尊重を保証する。

第6条

I

- ①2002年の修正予算法（2002年12月30日の第2002-1576号）第67条に規定する感謝手当の受給者は、次のいずれかを選択することができる。
- ②2005年1月1日から、2800ユーロを年額とする感謝手当の支給の継続
- ③2004年1月1日まで効力を持つ年額での感謝手当の継続と2万ユーロの一時金の支給
- ④感謝手当に代えて、3万ユーロの一時金の支給

一時金の支給を選択した場合は、感謝手当は、この一時金の支払日まで、2004年1月1日まで効力を持つ年額で支給される。選択権が行使されるまでの間は、保全措置として感謝手当はそれと同じ年額で支給される。

この法律の発効後、旧補充隊員若しくはそれに準ずる者、又はあとに残されたその配偶者若しくは旧配偶者が死亡した場合で、彼らが「アルジェリアの旧補充隊員若しくはそれに準ずる者又は捕虜となっていた引揚者に関する1994年6月11日の法律第94-488号」第2条で規定する条件を満たしているときは、2万ユーロの手当は、彼らの間に生まれた子の間で均等に配分する。ただし、彼らがフランス国籍を所有し、2004年1月1日以降フランス又はヨーロッパ共同体の一国に定住している場合に限られる。

前項には該当しないが、両親の一人がアルキ又は補充隊員の資格で奉仕し、その両親を亡くして孤児となり、国の保護児童に認定されている者で、フランス国籍を所有し、2004年1月

1日からフランス又はヨーロッパ共同体の一国に定住している者は、2万ユーロの手当を受給し、同じ両親から生まれた子の間で均等に配分する。

この項の適用細則、特に選択肢を実行するために与えられる期限、及び受給者の年齢を考慮した支給期限については、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

II

Iを適用して支給される一時金の補償は、差し押さえることはできず、国又は地方公共団体の財源となる税の課税対象となる収入の性格を有しない。

第7条

I

「補充部隊の旧隊員若しくはそれに準ずる者であった又はアルジェリアにおいて捕虜となっていた引揚者に関する1994年6月11日の法律第94-488号」第7条から第9条までの各条中、「2004年12月31日」を「2009年12月31日」に改める。

II

同法第7条第2項を次のように改める。

「この援助は、個人名義又はその子と不分割で所有者となることが予定されている前記の個人に対して与えられる。ただし、彼らがこのようにして獲得された財産の中においてその子と共住することを条件とする」

「この援助は、建築及び住居法典で規定しているあらゆる形の援助と併せて取得することができる」

III

同法第9条第1項中「1994年1月1日以前に生じた」は、「2005年1月1日以降に生じた」に改める。

第8条

建築及び住居法典 L.302-5条第7項第4号の次に次の一号を加える。

「国又は地方公共団体が出資し、無料で貸与されている住居は、第3項の意味での社会保障賃貸住居とみなす。ただし、アルジェリアにおけるフランス軍の旧補充兵又はそれに準ずる者が、彼らに関する補償法により国から支給される補助金によって貸与され、又は取得された社宅は除く」

第9条

第6条及び第7条に規定する、感謝手当及び住居に対する特別援助を受けるために定められた条件に拘わらず、引揚者担当相は、アルジェリアにおいて奉仕した60歳以上の旧アルキ及び補充部隊員又はその寡婦に対し、彼らが1973年1月10日以降フランス又はヨーロッパ共同体の他の構成国において継続して居住していることを証明でき、1995年1月1日以前にフランス国籍を取得しているときは、これらの援助の受給を認める。

この例外措置の請求は、この条の適用デクレが公表されてから1年以内に提出する。

第10条

国民教育国内奨学金を受ける資格のある、前出1994年6月11日の法律第94-488号第6条に規定する個人の子が受けられる援助の額及び支給態様についてはデクレで定める。

第11条

政府は、この法律の施行から1年後に、フランス軍の旧補充隊員及びそれに準ずる者の子の社会的状況に関する報告書を議会に提出し、職業教育及び雇用、住宅の面でのこれらの集団の需要の調査結果をまとめる。

第12条

I

次の規定により、海外フランス人補償局によって補償から徴収され、負債の一部又は全部の返済に充てられた金額を、補償の受給者、又は死亡の場合はその権利者に返還する。

(1) かつてフランスの主権又は保護若しくは信任統治下にあった領土に位置した財産を喪失したフランス人の補償に対する国民の負担に関する1970年7月15日の法律第70-632号第46条

(2) 財産を喪失した海外フランス人引揚者に関する1978年1月2日の法律第78-1号第3条第3項から第5項まで

II

引揚者の補償の解決に関する1987年7月16日の法律第87-549号第2条の適用により補償を受給した個人又はその権利者に対しても同様に、1960年10月13日及び1963年3月2日の議定書の枠組により農業財産を譲渡した場合に支給された援助総額から職業的貸与金の返済として徴収された金額を返還する。

III

I及びIIにいう返還は、国又は地方公共団体の財源となる税の課税対象としての収入の性格を有しない。これらの返還金は、死亡による移転登録税に関して、遺産相続人の相続財産の中には加えない。

IV

コンセイユ・デタの議を経るデクレにより、この条の適用条件、特に返還金の交付の態様及び補償の受給者の年齢を考慮した支払い期限について定める。

V

返還請求は、IVに定めるデクレの公布から2年以内に提出する。

第13条

アルジェリアの事件と直接関係して、1954年

10月31日から1962年7月3日までの期間に、大赦となった有罪判決若しくは懲戒、又は国外強制退去、保護収容若しくは居住指定の行政措置の対象となり、そのために職業活動を停止しなければならなかった、北アフリカの事件又はインドシナ戦争、第二次世界大戦から結果するある種の状況の解決に関する1982年12月3日の法律第82-1021号第1条に規定する受給者にも含まれない、この法律が公布された日にフランス国籍を有する個人は、一時補償金の交付を請求することができる。

前項にいう一時補償金は、国又は地方公共団体の財源となる税の課税対象となる収入の性格を有しない。

コンセイユ・デタの議を経るデクレにより、特に証明された職業活動停止の期間を考慮した補償額及びこの手当の支給の態様を決定する。

この補償の請求は、この条を適用するデクレの公表から1年以内に提出する。

(たかやま なおや・海外立法情報調査室)